

# 岐阜県公報

## 目次

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ

号外 (二) 平成二十年十一月十八日

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十七号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

第五条第一項中「写し」の下に、「当該書面の写しのほかに、ヒラ作成契約又はボスター作成契約にあつては作成費用明細書」を加える。

第五条の四第一項中「ボスター作成証明書を」の下に、「使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者と同項の自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第五条の五第一項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第五条の二第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し」に、「あつては当該証明書のほかに」を「あつては」に、「確認書」を「確認書及び請求内容が確認できる書面(納品書、売上伝票等)」の写しに改める。

第五十五条第二項中「別記第二十号様式の四」を「別記第二十号様式の六」に改める。

(その1)

自動車の使用の契約届出書

次のとおり自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)  
候補者 氏 名 印

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
	電話 ( )		円	
	電話 ( )		円	
	電話 ( )		円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契 約 金 額	
自動車の 借 入 れ		電話 ( )		円	
		電話 ( )		円	
燃 料 代		電話 ( )		円	
		電話 ( )		円	
運 転 手 の 雇 用		電話 ( )		円	
		電話 ( )		円	

備考1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2 (1に掲げる場合以外の場合)の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください (なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。)

別記第三号様式その一を次のように改める。

(その2の2)

ビラ作成費用明細書

候補者の氏名 \_\_\_\_\_

項 目	仕様、内容等	数 量	単 価	金 額	備 考
写真撮影費					
企 画 費					
材 料 費					
印刷・加工費					
管 理 費					
小 計					
消 費 税					
合 計					

(ビラ作成業者)

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名

印

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。

別記第三号様式その二中「あ」を「あ」と、「か」を「か」とに改め、同様式その二備考中「契約書の写し」を「契約書の写し及びビラ作成費用明細書」に改め、同様式の次に次

の様式を加える。





(その2)

## 自動車使用証明書 (燃 料)

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)  
候補者 氏 名 印

記

燃料供給業者の氏名又は  
名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の  
氏名

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	

備考1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

- 2 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書、給油伝票の写し及び自動車燃料代確認書を請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された自動車燃料代確認書に記載された金額までです。

戻証第三号券の四号の三備考一中「証明書は」と「証明書は、使用の実績に基づいて」と改め、同様はその三備考二を同様はその三備考一と改め、同様はその三備考三から備考五までを同様はその三備考一の次に次のように改める。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

戻証第三号券の五号「あつては」と改め、同様は備考一中「証明書は」と「証明書は、作成の実績に基づいて」と改める。

戻証第三号券の六号「あつては」と改め、同様は備考一中「証明書は」と「証明書は、作成の実績に基づいて」と改める。

戻証第三号券の七号「あつては」と改め、同様はその一備考一と「このほかに」と「このほかに給油伝票（ ）の写し及び」と改め、同様はその一備考二を備考四と改め、同様はその一備考三の次に次のように改める。

5 訂正箇所には訂正印が必要です。ただし、金額の訂正はできません。  
給油伝票 = 燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの

戻証第三号券の八号の二備考二の次に次のように改める。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。  
戻証第三号券の九号の一戻証二の二を次のように改める。







平成二十年十一月十八日印刷  
平成二十年十一月十八日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))